

報告第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成23年5月23日提出

市川市長 大久保 博

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

平成23年3月22日

市川市長 大久保博

記

固定資産評価員の選任について

1 被選任者

川上親徳

2 理由

平成23年3月31日をもって固定資産評価員が退職し、4月1日より新たに固定資産評価員を選任する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行うものである。